

平成26年度 使用料・手数料見直しについて

1 課税対象の「使用料・手数料」の消費税増額によるもの(主なもの)

(1) 使用料

名 称	摘 要
行政財産使用料	○県庁舎講堂 6,610円/時間を6,790円/時間に改正 ○その他 ・県庁舎等 2,160円/月・m ² を2,220円/月・m ² に改正 ・その他(非木造) 1,330円/月・m ² を1,360円/月・m ² に改正、その他(木造) 430円/月・m ² を440円/月・m ² に改正 ○土地使用料 土地の1㎡当たりの価格に1,000分の42を乗じて得た額を10,000分の432に乘じて得た額に改正 ほか
流水占用料	○工業または鉱業のための流水占用 5,880円/年・毎秒1リットルを6,048円/年・毎秒1リットルに改正 ほか
病院利用使用料	○健康診断料 1件4,515円を4,644円に改正 ○配偶者間人工授精(遠心分離法) 1件4,725円を4,860円に改正 ○特別入院施設料(課税とされるもの) 中央病院個室8,400円を8,640円に改正 ほか
空港使用料	○着陸料 国内線の航空機 ・25トン以下の重量 1,155円/トンを1,188円/トンに改正 ・25トンを超え100トン以下の重量 1,575円/トンを1,620円/トンに改正 ほか ○使用料 ・土地(非課税とされる使用以外の使用) 1,303円/年・㎡を1,340円/年・㎡に改正 ほか
鳥取県立青少年社会教育施設使用料	○一般(青年を一般に統合) 日帰り 440円を450円に改正、宿泊 880円を900円に改正

(2) 手数料

名 称	摘 要
狩猟免許更新手数料	【地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正によるもの】 1件につき2,800円を2,900円に改正
駐車監視員資格者証講習手数料	【地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正によるもの】 駐車監視員資格者証講習手数料 1件につき19,000円を20,000円に改正
技能検定試験(実技試験)受検手数料	【地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正によるもの】 「1件につき15,700円を超えない範囲内で知事が別に定める額」を「1件につき16,500円を超えない範囲内で知事が別に定める額」に改正
鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に定める施設手数料	普通診断書料及び健康診断書料 1,990円を2,050円に改正 ほか

2 消費税増額以外の理由によるもの(主なもの)

(1) 使用料

名 称	摘 要
空港使用料	○鳥取空港着陸料 国管理空港において新たに着陸料軽減措置が創設されることを踏まえ、新規就航及び増便のあった路線に係る鳥取空港の着陸料の減免率を2年間に限り3/4に拡大する。(その他の航路の減免率は1/2)
県立高校授業料	公立高等学校に係る授業料を不徴収とする制度が廃止され、就学支援金を給付する制度へ一本化されたことに伴い、平成26年度から授業料の徴収を再開する。 全日制 年額118,800円、定時制 年額32,400円、通信制 1単位につき310円 ⇒新1年生の年収910万円以上世帯について徴収

(2) 手数料

名 称	摘 要
介護支援専門員実務研修に係る手数料	○研修の実施及び再研修の実施 1件につき12,800円を14,800円に改正 ほか
介護員養成研修修了証明書の再交付手数料	研修修了証明書を交付したことを証する書類の交付を研修修了証明書の再交付に改め、1件につき420円を650円に改正
医薬品等の製造販売業及び修理業の許可証の交付	○許可証の書換え交付 新たに1件につき、2,000円徴収 ○許可証の再交付 新たに1件につき、2,900円徴収

3 見直し影響額

区 分	影響額
課税対象の「使用料・手数料」の消費税増額によるもの	23,324 千円
消費税増額以外の理由によるもの	3,749 千円
合 計	27,073 千円